

日本学生支援機構

2023 年度 第一種奨学金(海外協定派遣対象)募集

下記の要項により「日本学生支援機構 第一種奨学金(海外協定派遣対象)」を募集します。

	書類配布期間	書類受付期間	初回交付月
第 1 回	2023 年 3 月 27 日～2023 年 4 月 7 日	2023 年 3 月 27 日～2023 年 4 月 14 日	2023 年 6 月
第 2 回以降	申込手続には通常 1 ヶ月以上の時間を要しますので、希望者は海外留学支援制度(協定派遣)の採用が決定したら速やかに申し込んでください。		海外留学支援制度支給開始月

書類の受付は在籍する校舎の学生課とします。下記連絡先までお問い合わせください。

【1-2 年生、国際学部生】 横浜学生課 e-mail: gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp 電話: 045-863-2029

【3-4 年生(国際学部生以外)】 白金学生課 e-mail: gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp 電話: 03-5421-5157

1. 出願資格:

日本学生支援機構から 2023 年度海外留学支援制度(協定派遣)の給付を受ける者のうち、3 ヶ月以上 1 年以内の期間で留学する者で、経済的理由により留学中の修学に困難がある者。なお、次の者は申込対象外です。

- (1)海外留学支援制度(協定派遣)の給付期間が 3 ヶ月未満の者
- (2)2022 年度海外留学支援制度の対象者であって、2023 年度にも継続して給付を受ける者
- (3)国内の第一種奨学金を貸与継続中の者(第一種奨学金の重複貸与は不可)

2. 月額(貸与・無利子):

2017 年度以前入学者は 30,000 円、54,000 円、64,000 円の中から、

2018 年度以降入学者は 20,000 円～50,000 円、54,000 円、64,000 円の中から選択

※この奨学金の申込みと同時に、留学時特別増額貸与奨学金(有利子・一時金)

(10 万円～50 万円の中から希望額を選択)の申込みも可能です。

※申請には条件があり、別途書類提出が必要です。

※留学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。

3. 貸与期間:

海外留学支援制度(協定派遣)の支給開始月から支給終了月まで(途中辞退可)
※なお、過去に第一種奨学金の貸与を受けた者は、貸与期間が制限されたり貸与が認められない場合がありますので、所属校舎の学生課で確認してください。

4. 奨学金の交付:

原則として、毎月 1 回、本人名義の日本国内の口座に振込(留学開始前の振込はありません)

5. 提出書類:

(1)奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)

(2)【様式 A】確認書(確認書兼個人情報取扱いに関する同意書)

(3)【様式 B】申込書

(4)【様式 C】第一種奨学金(海外協定派遣対象)申込に係る重要事項確認

※所定様式は[貸与奨学金案内](#) 巻末の様式集からダウンロードのこと

(5)生計維持者の収入に関する証明書類(詳細は[貸与奨学金案内](#) P.35～38 参照)

・給与所得者の場合・・・「2022 年分源泉徴収票」のコピー

・給与所得者以外の場合・・・「2022 年分確定申告書(第一表と第二表)(控)」のコピー

※確定申告書(控)に税務署等の受付印がない場合は、別途提出書類が必要です。

※2022 年 1 月 2 日以降に就職等があった場合は、別途提出書類が必要です。

(6)特別控除に関する書類(該当者のみ)

(7)在留資格・在留期限に関する証明書類(外国籍の方のみ)

6. 保証制度:

申込時に、「人的保証(連帯保証人及び保証人が必要)」または「機関保証」のいずれかの保証制度を選択します。

採用決定後(留学中)、下記の書類を提出することになりますので、人的保証制度を選択する場合は、必ず事前に、連帯保証人及び保証人となる方に承諾を得てください。なお、返還方式について「所得連動返還方式」を選択した場合は「機関保証」となり、下記に加え別途マイナンバーの提出が必要です。

- (1)人的保証制度・・・返還誓約書(本人の署名・連帯保証人及び保証人の署名・押印)、本人の住民票(コピー不可)、連帯保証人の収入に関する証明書、連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書(コピー不可)
- (2)機関保証制度・・・返還誓約書(本人等の署名)、本人の住民票(コピー不可、マイナンバーの記載の無いもの)、本人が署名・押印した「保証依頼書(兼保証委託契約書)」

2023 年 3 月 27 日 明治学院大学 学生部